



今、憲法を考へる

2016・9・2

論説

源流は自由民権運動

今年で公布七十年を迎える日本国憲法。改正を目指す「改憲」論者は、占領軍によって押し付けられた憲法であること、改正を必要とする根拠に争ひながら、本気で押し付けたのだらうか。

敗戦から二月後の一九四五年十月十五日発行の「東京新聞」(現在は本社が発行)一面トップに「憲法改正」と題する評論記事が掲載された。筆者は鈴木安蔵氏。後に静岡大や愛知大などで教授を務めた憲法研究者だ。

三日連続で掲載された評論記事で、鈴木氏は「日本国家の民主主義的建設」や「日本民族のより高次の発展」のためには大日本帝國憲法を全面的に改正する必要がある、改正の意見が「広く国民の間から、濤潮として」展開される「ことが望ましい」と主張している。

この運動のほどなく、鈴木氏は元東京帝大教授の高野岩三郎氏の呼びかけで民間の憲法制定研究団体「憲法研究会」に参加する。研究会には早稲田大教授の杉森孝次郎、社会学者の森戸辰男(辰氏)のほか、馬場恒吉、室伏高信、岩淵辰雄各氏ら当時の日本を代表する言論人も名を連ねていた。

憲法研究会は二月間にわたって議論を重ね、四五年十二月二十六日、憲法草案要綱を発表した。政府の憲法調査会の改正草案よりも一月以上早く、新聞各紙が一面トップなどで大きく報じた。

「統治権は国民より発す」と「国民主権を明示し、天皇に関しては「国民の委任により専ら國家的儀礼を司る」と象徴天皇制に通じる内容だ。「法の下の平等」や「男女同権」など、現行憲法と共通する条文も列挙している。

この案は「民間の案」とも呼ばなかった。連合国軍総司令部(GHQ)にも提出され、GHQによる憲法草案の作成に大きな影響を与えたことは、多くの証言や資料から明らかになっている。

鈴木氏は明治期の自由民権運動活動家、植木枝盛の私擬憲法「東洋大日本國憲法」を発掘し、分析したことも知られ、憲法研究会の憲法草案要綱の作成に当たっては、自由権を規定するなど進取的な植木案をはじめとする私擬憲法や諸外國の憲法を参考にしたことを明らかにしている。

現行の日本国憲法がGHQの影響下で制定されたことは疑いの余地はないが、そのGHQの草案には日本の憲法研究会案が強い影響を与えた。しかも、その源流が自由民権運動にあることもまた、紛れのない歴史的事実である。

9/2 田村